



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市役所
編集兼印刷発行人 神戸市長
発行日 毎週火曜日

目次

種類	件名	所管部署	ページ
告示	土壌汚染対策法第11条第2項に基づく「形質変更時要届出区域」の一部の指定の解除	環境局環境保全課	1
告示	地縁による団体の認可について(唐櫃台一丁目自治会)	地域協働局地域活性課	3
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局中部建設事務所	4
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局西建設事務所	7
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局西部建設事務所	9
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局垂水建設事務所	12
告示	生活保護法等による指定医療機関の指定	福祉局くらし支援課	14
告示	生活保護法等による指定医療機関の名称等の変更	福祉局くらし支援課	15
告示	生活保護法等による指定医療機関の事業の廃止	福祉局くらし支援課	16
告示	生活保護法等による介護機関の名称等の変更	福祉局くらし支援課	17
告示	生活保護法等による介護機関の事業の廃止	福祉局くらし支援課	18
告示	生活保護法等による指定施術者の指定	福祉局くらし支援課	19
告示	生活保護法等による指定施術者の名称等の変更	福祉局くらし支援課	20
告示	個人の市民税の控除の対象となる寄附金に係る団体の指定(特定非営利活動法人認知症予防ネット神戸ほか)	行財政局税務部市民税課	21
公告	都市計画の変更に伴う都市計画の案の縦覧(神戸国際港都建設計画高度利用地区ほか)	都市局都市計画課	22
公告	開発行為に関する工事の完了(西区岩岡町ほか)	都市局都市計画課	23
公告	建築基準法第42条第1項第5号の規定に基づく道路の指定	建築住宅局建築指導部 建築安全課	24
公告	神戸市環境影響評価等に関する条例による事後調査報告書の概要書の写しの縦覧((仮称)神戸市垂水区名谷地区土地区画整理事業)	環境局環境保全課	25
公告	神戸市環境影響評価等に関する条例による事後調査報告書の概要書の写しの縦覧((仮称)神戸市北区東岡場地区プロジェクト)	環境局環境保全課	26
水道局	工業用水道事業小口現金取扱規程の一部を改正する規程	水道局経営企画課	27
教育委員会	教育長に委任する事務等に関する規則の一部を改正する規則	教育委員会事務局総務部教職員課	29

神戸市告示第257号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定に基づき、形質変更時要届出区域の一部の指定を次のとおり解除する。

令和5年7月12日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 一部の指定を解除する形質変更時要届出区域
中央区東川崎町2丁目14番、20番の各一部
（別図のとおり）

- 2 特定有害物質の名称
1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン、
1,1,1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、クロロエチレン、ベンゼン、
カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、
水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、
砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物

- 3 当該区域において講じられた汚染の除去等の措置
該当なし（土壤汚染状況調査の追完）

別図

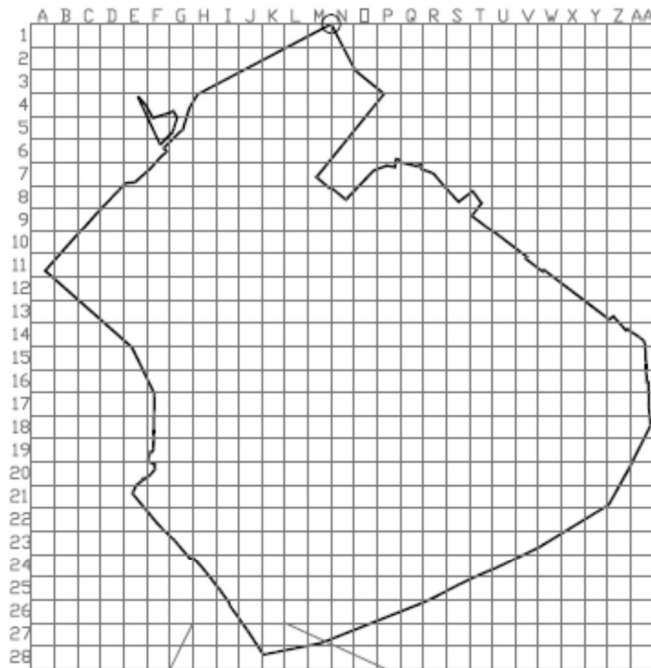
<起点>

起点は、神戸市中央区東川崎町2丁目14番1の北端（No.3126）地点とする

<格子の回転角度>

24°12'28"

起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10mまたは30m間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として座標北から時計回りに回転させた角度を示す。

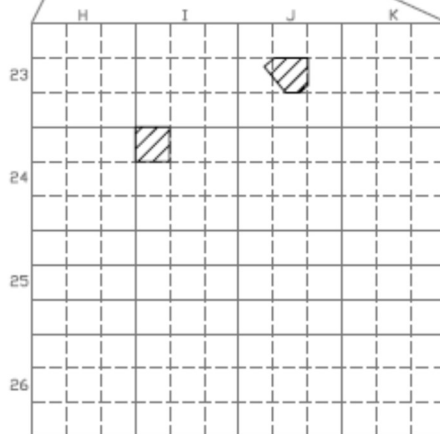


凡例

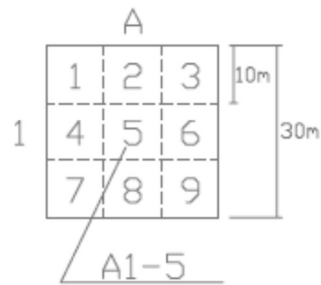
- 起点
- 敷地境界線

形質変更時要届出区域の
指定を解除する区画

<30m格子図>



単位区画番号



<10m格子図>

神戸市告示第271号

地縁による団体について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の認可をしたので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和5年7月18日

神戸市長 久元喜造

1 名称

唐櫃台一丁目自治会

2 規約に定める目的

本会は、民主的運営により、会員相互の親睦を深め、生活環境の向上を図ることを目的とし、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 環境衛生に関すること。
- (2) 文化、教育、福利厚生に関すること。
- (3) 防火、防犯、交通に関すること。
- (4) 地域諸団体等との連携および協調を図ること。
- (5) その他目的達成に必要なこと。

3 区域

神戸市北区唐櫃台1丁目2番1号から29番17号、32番12号から21号まで

4 主たる事務所

神戸市北区唐櫃台1丁目3番15号

5 代表者の氏名

鶴長 健一

6 代表者の住所

神戸市北区唐櫃台1丁目3番15号

7 裁判所による代表者の職務執行の停止

なし

8 職務代行者の選任

なし

9 代理人

なし

10 規約に定めた解散の事由

本会の解散は、総会において全会員の4分の3以上の同意を必要とする。

11 認可年月日

令和5年7月12日

神戸市告示第274号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）及び第23条の2の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和5年7月25日

神戸市長 久元喜造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、及び保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり
- 2 保管期間
この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）
- 3 返還事務を行う時間
三宮保管所及び湊町保管所
ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで
イ 土曜日 午後1時から午後5時まで
（日曜日、祝日及び12月28日から1月4日を除く）
- 4 返還を受けるために必要な事項
自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。
- 5 その他
この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別 表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
中央区小野浜町3番地先 三宮保管所	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 34台 原動機付自転車 1台	令和5年6月1日	兵庫区湊川町2丁目1番12号 建設局中部建設事務所 電話 511-0515
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 10台 原動機付自転車 1台		
	中央区長期放置	自転車 17台 原動機付自転車 0台	令和5年6月3日	
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 47台 原動機付自転車 0台	令和5年6月5日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 7台 原動機付自転車 1台		
	駐輪場内	自転車 2台 原動機付自転車 0台		
	中央区長期放置	自転車 14台 原動機付自転車 0台	令和5年6月8日	
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 36台 原動機付自転車 0台	令和5年6月9日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 7台 原動機付自転車 0台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 50台 原動機付自転車 0台	令和5年6月13日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	春日野道駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 10台 原動機付自転車 0台		
	駐輪場内	自転車 2台 原動機付自転車 0台		
	中央区長期放置	自転車 15台 原動機付自転車 0台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 15台 原動機付自転車 0台	令和5年6月17日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 18台 原動機付自転車 0台	令和5年6月19日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 4台 原動機付自転車 0台		
	春日野道駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	中央区長期放置	自転車 18台 原動機付自転車 2台		
	中央区長期放置	自転車 10台 原動機付自転車 1台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 16台 原動機付自転車 1台	令和5年6月24日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 7台 原動機付自転車 0台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 37台 原動機付自転車 1台	令和5年6月27日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 5台 原動機付自転車 0台		
	駐輪場内	自転車 3台 原動機付自転車 0台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 17台 原動機付自転車 0台	令和5年6月29日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 4台 原動機付自転車 0台		
	中央区長期放置	自転車 14台 原動機付自転車 0台		

兵庫区湊町1丁目35 湊町保管所	兵庫区長期放置	自転車 13台 原動機付自転車 0台	令和5年6月3日
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 27台 原動機付自転車 0台	令和5年6月7日
	兵庫駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台	
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 9台 原動機付自転車 0台	
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 9台 原動機付自転車 0台	
	駐輪場内	自転車 6台 原動機付自転車 0台	
	兵庫区長期放置	自転車 31台 原動機付自転車 1台	
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 12台 原動機付自転車 1台	令和5年6月12日
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台	
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 7台 原動機付自転車 0台	
	駐輪場内	自転車 3台 原動機付自転車 0台	
	兵庫区長期放置	自転車 11台 原動機付自転車 0台	
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 11台 原動機付自転車 0台	令和5年6月15日
	兵庫区長期放置	自転車 4台 原動機付自転車 1台	令和5年6月19日
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 15台 原動機付自転車 0台	令和5年6月20日
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 13台 原動機付自転車 0台	
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 15台 原動機付自転車 0台	
	駐輪場内	自転車 4台 原動機付自転車 0台	
	兵庫区長期放置	自転車 8台 原動機付自転車 0台	
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 10台 原動機付自転車 0台	令和5年6月26日
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 6台 原動機付自転車 0台	
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 6台 原動機付自転車 0台	
	駐輪場内	自転車 4台 原動機付自転車 0台	
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 19台 原動機付自転車 0台	令和5年6月28日
	兵庫駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 5台 原動機付自転車 0台	
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 8台 原動機付自転車 0台	
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 18台 原動機付自転車 0台	
駐輪場内	自転車 4台 原動機付自転車 0台		
兵庫区長期放置	自転車 9台 原動機付自転車 1台	令和5年6月29日	

神戸市告示第 275 号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和 58 年 4 月条例第 3 号）第 11 条第 2 項（同条例第 12 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第 13 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

令和 5 年 7 月 25 日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所。自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数。撤去し、及び保管した年月日。並びに問い合わせ先。

別表のとおり

- 2 保管期間

この告示の日から 1 月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

- 3 返還事務を行う時間

西神保管所及び学園都市保管所

（ア） 火曜日・木曜日 午後 3 時から午後 7 時まで。

（イ） 土曜日 午後 1 時から午後 5 時まで。

（ウ） 条例による撤去を実施したときは、撤去日を含め（日曜日、祝日を除く）連続 6 日間、平日 午後 3 時から午後 7 時まで、土曜日 午後 1 時から午後 5 時まで。

- 4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

- 5 その他

この告示の日から起算して 6 月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から 1 月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合において、その保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
西区高塚台6丁目 西神保管所 電話 992-3763	西神中央駅周辺自転車等放置禁止区域内	自転車 1 台	令和5年6月6日	西区玉津町今津字宮の西333番地の1 建設局西建設事務所 電話 912-3750
	西神中央駅前自転車駐車場内長期放置	自転車 1 台	令和5年6月6日	
	西神南駅周辺自転車等放置禁止区域内	自転車 4 台	令和5年6月22日	
	西建設事務所管内自転車等放置禁止区域外長期放置	自転車 1 台	令和5年6月6日	
	西建設事務所管内自転車等放置禁止区域外長期放置	自転車 1 台	令和5年6月22日	
	西建設事務所管内自転車等放置禁止区域外長期放置	自転車 8 台	令和5年6月27日	
西区学園西町3丁目2番地 学園都市保管所 電話 795-4618	伊川谷駅周辺自転車等放置禁止区域内	自転車 1 台	令和5年6月13日	
	伊川谷駅前自転車駐車場内長期放置	自転車 2 台	令和5年6月13日	

神戸市告示第276号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）第23条の2項及び3項の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和5年7月25日

神戸市長 久元喜造

1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去及び保管した自転車等の台数、撤去及び保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり。

2 保管期間

この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

3 返還事務を行う時間

(1) 西部保管所・西代保管所

ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで。

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで。

(2) 須磨保管所・名谷保管所

ア 火曜日・木曜日 午後3時から午後7時まで。

（ただし、即時撤去日より7日間は(1)と同様の運用とする。）

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで。

4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去及び保管した自転車等の台数	撤去及び保管した年月日	問い合わせ先
長田区西代通1丁目1番西代保管所	高速長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 12台 原動機付自転車 2台	令和5年6月7日	神戸市須磨区妙法寺字ヌメリ石1番地の1 建設局西部建設事務所 電話742-2424
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 18台 原動機付自転車 2台		
長田区御屋敷通2丁目6番西部保管所	新長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 13台 原動機付自転車 0台	令和5年6月8日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 17台 原動機付自転車 0台		
長田区御屋敷通2丁目6番西部保管所	新長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 11台 原動機付自転車 1台	令和5年6月9日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 0台 原動機付自転車 0台		
長田区御屋敷通2丁目6番西部保管所	新長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 33台 原動機付自転車 0台	令和5年6月10日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 0台 原動機付自転車 0台		
長田区御屋敷通2丁目6番西部保管所	新長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 18台 原動機付自転車 0台	令和5年6月12日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 0台 原動機付自転車 0台		
長田区御屋敷通2丁目6番西部保管所	新長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 15台 原動機付自転車 0台	令和5年6月13日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 0台 原動機付自転車 0台		
須磨区西落合6丁目1番名谷保管所	名谷・妙法寺駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 18台 原動機付自転車 0台	令和5年6月13日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 6台 原動機付自転車 0台		
長田区御屋敷通2丁目6番西部保管所	新長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 15台 原動機付自転車 0台	令和5年6月14日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 0台 原動機付自転車 0台		
長田区西代通1丁目1番西代保管所	板宿・西代駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 12台 原動機付自転車 0台	令和5年6月14日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 0台 原動機付自転車 0台		

長田区御屋敷通2丁目6番西部保管所	新長田駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 13台 原動機付自転車 0台	令和5年6月15日
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 0台 原動機付自転車 0台	
長田区御屋敷通2丁目6番西部保管所	高速長田駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 9台 原動機付自転車 0台	令和5年6月20日
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 23台 原動機付自転車 0台	
長田区御屋敷通2丁目6番西部保管所	須磨・須磨海浜公園駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台	令和5年6月21日
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 5台 原動機付自転車 0台	
長田区御屋敷通2丁目6番西部保管所	新長田駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 8台 原動機付自転車 0台	令和5年6月22日
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 20台 原動機付自転車 0台	
須磨区西落合6丁目1番名谷保管所	名谷・妙法寺駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 9台 原動機付自転車 0台	令和5年6月23日
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 0台 原動機付自転車 0台	
須磨区西落合6丁目1番名谷保管所	名谷・妙法寺駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 25台 原動機付自転車 0台	令和5年6月24日
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 0台 原動機付自転車 0台	
須磨区西落合6丁目1番名谷保管所	名谷・妙法寺駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 8台 原動機付自転車 0台	令和5年6月26日
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 0台 原動機付自転車 0台	
長田区西代通1丁目1番西代保管所	板宿・西代駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 8台 原動機付自転車 0台	令和5年6月27日
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 7台 原動機付自転車 0台	

神戸市告示第277号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和5年7月25日

神戸市長 久元喜造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、保管した年月日並びに問い合わせ先
別表のとおり
- 2 保管期間
この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）
- 3 返還事務を行う時間
垂水自転車保管所
ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで
イ 土曜日 午後1時から午後5時まで
- 4 返還を受けるために必要な事項
自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。
- 5 その他
この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
垂水区西舞子8丁目20番19号 垂水保管所	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台	令和5年6月1日	垂水区福田5丁目6番20号 建設局垂水建設事務所 電話707-0234
	塩屋駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 6台 原動機付自転車 1台	令和5年6月7日	
	塩屋駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	塩屋駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台	令和5年6月12日	
	舞子駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台	令和5年6月16日	
	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台	令和5年6月22日	
	垂水区管内長期放置 放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台	令和5年6月27日	
	舞子駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	垂水区管内長期放置 放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台		
	垂水区管内長期放置	自転車 2台 原動機付自転車 0台		

令和5年7月25日 神戸市公報第3818号

神戸市告示第278号

次の医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和5年7月25日

神戸市長 久元喜造

名称	所在地	指定年月日
おの心療クリニック	神戸市東灘区御影中町1丁目9番5号	令和5年6月1日
武富整形外科	神戸市中央区中山手通1丁目24番4号	令和5年6月1日
みなと元町内科クリニック	神戸市中央区海岸通6丁目2番14号	令和5年6月1日
おかだ内科・呼吸器内科クリニック	神戸市灘区水道筋6丁目3番6号	令和5年5月1日
L I K I C L I N I C K O B E	神戸市中央区布引町3丁目1番7号	令和5年5月24日
花山薬局	神戸市長田区西丸山町3丁目3番9号	令和5年6月1日
ローズマリー調剤薬局	神戸市中央区加納町2丁目10番15号	令和5年6月1日
訪問看護ステーションアルメリア	神戸市兵庫区笠松通6丁目4番11号	令和5年5月1日
医療法人一山十会 クリニック神戸三宮静脈瘤クリニック	神戸市中央区北長狭通3丁目12番14号	令和5年5月24日
スギ薬局 湊川店	神戸市兵庫区荒田町1丁目19番5号	令和5年7月1日
神戸百年記念病院附属訪問看護ステーションすこやか	神戸市兵庫区御崎町1丁目9番1号	令和5年2月1日
キリン堂薬局 須磨大池店	神戸市須磨区大池町5丁目1番35号	令和5年7月1日

令和5年7月25日 神戸市公報第3818号

神戸市告示第279号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定医療機関の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和5年7月25日

神戸市長 久 元 喜 造

名称	所在地	変更年月日
凌駕さくら訪問看護ステーション	(新)神戸市須磨区東町2丁目2番17号 (旧)神戸市須磨区権現町3丁目6番4号	令和5年6月1日

令和5年7月25日 神戸市公報第3818号

神戸市告示第280号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定医療機関の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和5年7月25日

神戸市長 久元喜造

名称	所在地	廃止年月日
河本医院	神戸市中央区多聞通3丁目3番8号	令和5年6月2日
杉崎皮膚泌尿器科医院	神戸市兵庫区塚本通5丁目1番14号	令和5年5月31日
スギ薬局名谷店	神戸市垂水区名谷町字横尾1763番地 1	令和5年2月28日
うさ薬局	神戸市灘区福住通3丁目2番11号	令和5年6月10日
訪問看護ステーション リハメイト神戸	神戸市兵庫区兵庫町2丁目1番19号	令和5年7月31日
おの心療クリニック	神戸市東灘区御影中町1丁目9番5号	令和5年5月31日
武富整形外科	神戸市中央区中山手通1丁目24番4号	令和5年5月31日
みなと元町内科クリニ ック	神戸市中央区海岸通6丁目2番14号	令和5年5月31日
おかだ内科・呼吸器内 科クリニック	神戸市灘区水道筋6丁目3番6号	令和5年4月30日
L I K I C L I N I C K O B E	神戸市中央区布引町3丁目1番7号	令和5年5月23日
ローズマリー調剤薬局	神戸市中央区加納町2丁目10番15号	令和5年5月31日
訪問看護ステーション アルメリア	神戸市垂水区桃山台4丁目8番6号	令和5年5月31日

神戸市告示第281号

次の指定介護機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定介護機関の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和5年7月25日

神戸市長 久元喜造

当該変更にかかる介護事業所の名称	当該変更にかかる介護事業所の所在地	介護事業者の名称	介護事業者の主たる事務所の所在地	変更年月日	サービス種類
ヘルパーステーションリーフ西神	(新)神戸市西区竹の台5丁目19番21号 (旧)神戸市西区宮下2丁目21番3号	株式会社アスアル	神戸市西区竹の台5丁目19番21号	令和4年12月1日	訪問介護 介護予防訪問介護 訪問型サービス（独自）
(新)グループホーム華 (旧)芦屋グループホーム華	(新)神戸市西区玉津町高津橋520番地1 (旧)神戸市西区玉津町新方551番地	有限会社アクシル	神戸市西区中野1丁目1番2	令和5年6月1日	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護

神戸市告示第282号

次の指定介護機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定介護機関の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和5年7月25日

神戸市長 久元喜造

当該廃止にかか る介護事業 所の名称	当該廃止にか かる介護事業 所の所在地	介護事業 者の名称	介護事業者 の主たる事 務所の所在 地	廃止年月 日	サービス種類
デイサー ビスシャ ローム神 戸	神戸市北区有 野台8丁目4 番1号	セブンス デー・ア ドベンチ スト教団	横浜市旭区 上川井町8 46番地	令和5年 6月30日	通所介護 介護予防通所 介護

神戸市告示第283号

次の施術者について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和5年7月25日

神戸市長 久元喜造

1 はりきゅう師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
ハピネス治療院	前田 和希	神戸市垂水区西舞子2丁目1番46号	令和5年7月1日
ハピネスはりきゅう治療院	佐野 英史	神戸市灘区大土平町2丁目2番10号	令和5年6月28日

2 柔道整復師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
にわせ整骨院	庭瀬 貴洋	神戸市中央区元町通4丁目1番18号	令和5年5月1日

神戸市告示第284号

次の指定を受けた施術者について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条4項の規定により、当該指定を受けた施術者の開設している施術所の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和5年7月25日

神戸市長 久元喜造

柔道整復師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	変更年月日
レイス治療院 神戸中央	初島 慎太郎	(新)神戸市中央区南本町通5丁目1番11号 (旧)神戸市中央区琴ノ緒町5丁目7番10号	令和5年6月1日

令和5年7月25日 神戸市公報第3818号

神戸市告示第285号

神戸市市税条例（昭和25年8月条例第199号）第23条の2第1項第3号の規定に基づき、個人の市民税の控除の対象となる寄附金に係る団体を指定したので、次のとおり告示する。

令和5年7月25日

神戸市長 久 元 喜 造

指定番号	指定年月日 (対象となる寄附金)	名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
20230001	令和5年6月6日 (令和5年1月31日から 令和10年1月30日までに 支出された寄附金)	特定非営利活動法人認知症予防ネット神戸 理事長 伊藤 米美 神戸市東灘区住吉本町2丁目13番7号2階
20230002	令和5年6月7日 (令和5年5月1日以後 に支出された寄附金)	学校法人神戸野田学園 理事長 加藤 雅丈 神戸市長田区海運町6丁目1番7号神戸野田高等学校 校内
20230003	令和5年6月7日 (令和4年11月29日から 令和9年11月28日までに 支出された寄附金)	特定非営利活動法人ぱれっと 理事長 川田 晋 神戸市西区枝吉4丁目86番地1
20230004	令和5年6月6日 (令和5年1月31日から 令和10年1月30日までに 支出された寄附金)	特定非営利活動法人西神戸トラウマカウンセリング ルーム 理事長 大上 律子 神戸市西区宮下2丁目8-18グレース宮下B-103
20230005	令和5年7月12日 (令和5年6月7日から 令和10年6月6日までに 支出された寄附金)	特定非営利活動法人神戸なごみの家 理事長 松本 京子 神戸市長田区雲雀ヶ丘2丁目2番3号

神戸市公告

都市計画を変更したいので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該都市計画の案を令和5年7月25日から同年8月8日まで公衆の縦覧に供します。

なお、市民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の案について神戸市に意見書を提出することができます。

令和5年7月25日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

1 都市計画の種類

- (1) 神戸国際港都建設計画高度利用地区
- (2) 神戸国際港都建設計画都市再生特別地区
- (3) 神戸国際港都建設計画駐車場

2 都市計画を変更する土地の区域

神戸市中央区加納町6丁目

3 都市計画の案の縦覧場所

神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号

三宮国際ビル6階

都市局都市計画課

神戸市公告

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和5年7月25日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
神戸市西区岩岡町岩岡字坂ノ下712番1、712番2
開発許可を受けた者の住所及び氏名
神戸市灘区水道筋五丁目2番5号MM. BLDG 2F
株式会社M&M
代表取締役 金谷 晃治
許可番号
令和5年1月5日 第8092号
(変更許可 令和5年3月20日 第2047号)
- 2 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
神戸市東灘区本山北町6丁目326番9、326番16
開発許可を受けた者の住所及び氏名
神戸市東灘区岡本1丁目10番23号
T-FUNC有限会社
取締役 古川 裕志
許可番号
令和3年10月13日 第7126号
(変更許可 令和5年2月21日 第1505号)
- 3 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
神戸市灘区摩耶山町2番5、2番12、2番21の内2工区、3工区、4工区
開発許可を受けた者の住所及び氏名
神戸市灘区摩耶山町2番12
宗教法人 切利天上寺
代表役員住職 伊藤 浄巖
許可番号
昭和57年5月4日 第1655号
(変更許可 昭和60年5月7日 第446号)
(変更許可 平成30年4月18日 第1316号)

令和5年7月25日 神戸市公報第3818号

神戸市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を指定したものは次のとおりです。

令和5年7月25日

(特定行政庁) 神戸市長 久 元 喜 造

指定番号	指定年月日	道路の位置	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
第R5-04号	令和5年7月6日	神戸市長田区五位ノ池町1丁目4番1、4番4、4番5	35.00	4.20

備考 道路の位置の詳細については、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課備え付けの図面のとおり

神戸市公告

神戸市環境影響評価等に関する条例（平成9年10月条例第29号）第29条第3項の規定により次の対象事業に係る同条第1項の規定による事後調査の結果を記載した報告書及びその概要を記載した書類（以下「概要書」という。）の提出があったので、同条第4項の規定により公告するとともに、当該概要書の写しを次のとおり公衆の縦覧に供します。

令和5年7月25日

神戸市長 久 元 喜 造

1 対象事業の概要

(1) 対象事業の名称

（仮称）神戸市垂水区名谷地区土地区画整理事業

(2) 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

事業者：パナソニックホームズ株式会社

代表者：代表取締役 井上 二郎

所在地：大阪府豊中市新千里西町1丁目1番4号

(3) 対象事業の種類及び規模

宅地の造成、造成面積 17.9ha（区域外盛土 0.1haを含む）

(4) 対象事業の位置

神戸市垂水区名谷町字社谷1204番1他

2 縦覧の期間

令和5年7月25日（火曜）から8月7日（月曜）まで

3 縦覧の場所

神戸市中央区磯上通7丁目1番5号 三宮プラザEAST2階

神戸市環境局環境保全課

4 縦覧の時間

午前9時から午後5時まで

神戸市公告

神戸市環境影響評価等に関する条例（平成9年10月条例第29号）第29条第3項の規定により、次の対象事業に係る同条第1項の規定による事後調査の結果を記載した報告書及びその概要を記載した書類（以下「概要書」という。）の提出があったので、同条第4項の規定により公告するとともに、当該概要書の写しを次のとおり公衆の縦覧に供します。

令和5年7月25日

神戸市長 久 元 喜 造

1 対象事業の概要

(1) 対象事業の名称

（仮称）神戸市北区東岡場地区プロジェクト

(2) 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

事業者①：アイリスパートナーズ株式会社

代表者：代表取締役 古越 純

所在地：東京都品川区南大井六丁目16番10号

事業者②：神戸ロジスティクス特定目的会社

代表者：取締役 三品 貴仙

所在地：東京都中央区日本橋1丁目4番1号

(3) 対象事業の種類及び規模

宅地の造成、事業面積約19.9ha（開発面積約18.2ha）

(4) 対象事業の位置

神戸市北区有野町有野字岡場1977番1他

2 縦覧の期間

令和5年7月25日（火曜）から8月7日（月曜）まで

3 縦覧の場所

神戸市中央区磯上通7丁目1番5号 三宮プラザEAST 2階

神戸市環境局環境保全課

4 縦覧の時間

午前9時から午後5時まで

工業用水道事業小口現金取扱規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和5年7月25日

神戸市水道事業管理者 藤 原 政 幸

神戸市水道管理規程第2号

工業用水道事業小口現金取扱規程の一部を改正する規程

工業用水道事業小口現金取扱規程（昭和38年4月水道管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（小口現金）</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 小口現金は、<u>経営企画課課長（出納・契約担当）</u>が出納員に請求して交付を受け、必要がなくなつたときは返納する。</p> <p style="text-align: center;">（事務処理等）</p> <p>第4条 小口現金の使用目的並びに支払、補充及び経理等の事務処理の手続は、水道事業手許現金取扱規程（昭和35年4月神戸市水道管理規程第1号）<u>第4条</u>から<u>第7条</u>までの規定を</p>	<p style="text-align: center;">（小口現金）</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 小口現金は、<u>経営企画課長</u>が出納員に請求して交付を受け、必要がなくなつたときは返納する。</p> <p style="text-align: center;">（事務処理等）</p> <p>第4条 小口現金の使用目的並びに支払、補充及び経理等の事務処理の手続は、水道事業手許現金取扱規程（昭和35年4月神戸市水道管理規程第1号）<u>第9条</u>から<u>第12条</u>までの規定を</p>

準用する。

準用する。

附 則

この管理規程は、公布の日から施行し、この管理規程による改正後の工業用水道事業小口現金取扱規程の規定は令和5年4月1日から適用する。

教育長に委任する事務等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年7月25日

神戸市教育委員会
教育長 長田 淳

神戸市教育委員会規則第3号

教育長に委任する事務等に関する規則の一部を改正する規則

教育長に委任する事務等に関する規則（昭和31年11月教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（教育長の専決等）</p> <p>第5条 教育委員会は、第2条各号に規定する教育委員会の権限のうち、次の各号に掲げる事項は、教育長に専決させる。</p> <p>(1) [略]</p> <p><u>(2) 課長又はそれに相当する職員の任免（併任及び兼務に係る事項に限る。）を行うこと。</u></p> <p><u>(3)、(4)</u> [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p style="text-align: center;">（教育長の専決等）</p> <p>第5条 教育委員会は、第2条各号に規定する教育委員会の権限のうち、次の各号に掲げる事項は、教育長に専決させる。</p> <p>(1) [略]</p> <p><u>(2)、(3)</u> [略]</p> <p>2 [略]</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。